

【機密性2】

東地裁総第3061号

令和7年12月25日

本庁民事部裁判官 殿

本庁刑事部裁判官 殿

立川支部裁判官 殿

管内簡易裁判所

司法行政事務掌理裁判官 殿

東京地方裁判所長

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和8年度における
裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並
びに司法行政事務の代理順序についての定め」について

(通知)

12月18日に開催された裁判官会議の議決により、標記の定めが別添のとおり
定められました。

なお、この定めは、令和7年東京地方裁判所定第104号として、令和8年1月
1日から施行します。

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 8 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

第2編 本庁民事部

第1章 裁判事務の分配

第10条（控訴提起事件等の分配）次の各号に掲げる事件は、当該不服申立て又は再審の対象となった裁判をした部に分配する。

- (1) 控訴提起事件及びこれに付随する執行停止事件
- (2) 上告、飛躍上告又は抗告各提起事件及びこれらに付随する執行停止事件
- (3) 飛躍上告受理申立事件及びこれに付随する執行停止事件
- (4) 再審事件及びこれに付随する執行停止事件